

令和5年度
箕輪町地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業等
公共施設整備工事
要求水準書

令和5年11月
箕輪町総務課ゼロカーボン推進室

— 目 次 —

I. 総則.....	1
1. 要求水準書の位置づけ.....	1
2. 事業名称.....	1
3. 事業場所.....	1
4. 計画概要.....	1
5. 業務範囲.....	3
6. 工期.....	4
II. 工事に関する要求事項.....	5
1. 仕様に関する要求事項.....	5
2. 調査・設計に関する要求事項.....	17
3. 工事に関する要求事項.....	18
4. 遵守すべき法令・技術基準に関する要求事項.....	20

I. 総則

1. 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、箕輪町（以下「町」という。）が計画する「令和5年度 箕輪町地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業等 公共施設整備工事」（以下「本事業」という。）に関し、基本的な内容及び町が事業者に対して求める要求等について定めたものである。

なお、本事業の仕様は、本要求水準書を基本とするが、事業者の技術提案書の内容が本要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業者の技術提案書が本要求水準書に優先するものとする。

2. 事業名称

令和5年度 箕輪町地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業等 公共施設整備工事

3. 事業場所

箕輪町役場ほか4箇所

4. 計画概要

ア 事業コンセプト

本事業のコンセプトは以下のとおりである。

(ア) オンサイト再エネ電力の自家消費

役場庁舎、保健センター、情報通信センター及び文化センターの屋根や駐車場に太陽光発電設備やソーラーカーポートを設置する（注記1）とともに、この敷地内において自営線や自家消費率を最大化するための設備（EMS）、さらに蓄電池を合わせて設置することで、オンサイト再エネ電力の自家消費量を最大化する。

（注記1）太陽光発電設備は本事業の対象外（別途PPAにて導入）とする。

(イ) レジリエンスの強化

全公用車（特殊車両を除く）のEV化の推進に加えて（注記2）、V2Xシステムを設置し施設とEV間で充放電を可能とすることで、災害時のレジリエンスを高める。

（注記2）EVの調達は本事業の対象外とする。

(ウ) 発電余剰電力による公共施設脱炭素化の推進

運用開始当初は系統への逆潮流ができないが、逆潮流が可能となった場合には自営線により施設間融通をしてもなおこの敷地内において余剰電力が生じる場合には、既存の地域新電力会社を通じて敷地外の公共施設に電力の融通を行い、公共施設での再エネ使用量を高めるとともに地域全体のCO₂削減に貢献する。

イ 事業概要

本事業は、環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のうち重点対策加速化事業により、令和5年度より実施を予定している町保有施設への再生可能エネルギー設備及び省エネルギー機器等を導入する。設備項目を以下に示す。

<交付金事業>

- ・ 太陽光発電設備
- ・ 自営線・EMS 設備
- ・ 情報通信センター空調設備

<町単独事業>

- ・ 蓄電池設備
- ・ 充放電設備
- ・ 北側駐車場整備

ウ 事業の前提条件

交付金事業については以下の条件を満たすものとする。

(1) 事業スケジュールに関する制約条件

- ・ 交付金事業は、令和6年度中に稼働しなければならない。

(2) 交付対象設備に対する交付条件

- ・ 本事業で導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量を、発電量の50%以上とすること。
- ・ 本事業で導入する空調設備により、従来の空調機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものとする。

エ 事業の支払計画

(1) 交付金事業

- ・ 令和5年度中に箕輪町財務規則（昭和53年箕輪町規則第2号）第75条の2に基づき、事業費の約40%を前金払するものとする。

(2) 町単独事業

- ・ 箕輪町財務規則第75条の2に基づき、前金払を請求することができる。

5. 業務範囲

ア 業務範囲

事業者は本要求水準書に示された要求仕様に沿って、調査・設計業務及び構築業務（工事）を行う。なお、本事業実施に当たり必要となる全ての費用は事業者負担とすることを原則とする。

イ 業務対象

(ア) 太陽光発電付帯設備

太陽光発電設備（パネル及びPCS）は別途 PPA 事業として導入を行うが、区分開閉器盤と系統連系点（受変電設備配電盤）間の幹線設備を構築する。

- ・ ソーラーカーポート用区分開閉器盤～役場受変電設備
- ・ 保健センター屋根 PV 用区分開閉器盤～保健センター受変電設備
- ・ 情報通信センター屋根 PV 用区分開閉器盤～情報通信センター受変電設備
- ・ 文化センターPV 用区分開閉器盤～文化センター受変電設備

(イ) 蓄電池設備

ソーラーカーポート発電余剰電力の夜間利用による自家消費率向上を目的として、リチウムイオン蓄電池設備を構築し、役場受変電設備に接続する。

(ウ) 充放電設備

- ・ EV 急速充電器 2 台
- ・ EV 普通充電器 26 台
- ・ V2X システム システム一式、充放電器 6 台
- ・ 共通設備 受変電設備、EMS 設備、負荷設備等

(エ) 自営線・EMS 設備

既存の高圧受電場所 4 施設（役場庁舎、保健センター、情報通信センター、文化センター）と低圧受電場所 1 施設（図書館）を自営線で接続し、1 需要場所として運用するための受変電設備、幹線設備等を構築する。また、PCS の出力制御、計測データの閲覧および出力機能を有する EMS 設備（エネルギーマネジメント設備）を構築する。

(オ) 空調設備

情報通信センターの既存空調設備のオールリニューアルを行う。

(カ) 北側駐車場整備

- ・ カーポート 太陽光発電用（監視カメラ、照明含む）
- ・ 舗装、雨水排水設備工事 既存改修
- ・ 電気設備付帯工事 盤類の基礎、地中埋設管路、ハンドホール

6. 工期

事業期間は次のとおりとする。

事業の始期	契約日（令和6年2月中を予定）
事業の終期	応募者の提案による。 原則として令和7年3月31日を超えないものとする。 ただし、所定の手続きを行い町が認めた場合には、令和7年5月31日まで工期を延長することができる。

II. 工事に関する要求事項

1. 仕様に関する要求事項

ア 太陽光発電設備

(ア) PPA 事業者との責任区分として「交流接続盤」を設置すること。設置場所は PPA 事業者と調整のうえ決定するものとする。

- ① 共通仕様：屋外型、指定色塗装、ケーブル接続端子付き
- ② 個別仕様：下表による

ID	主幹	分岐回路	配電盤	想定 PCS
01	MCCB3P400AT	MCCB3P50AT×12	役場動力 2	10kW×12
02	MCCB3P400AT	MCCB3P50AT×12	役場動力 2	10kW×11
03	MCCB3P400AT	MCCB3P50AT×12	役場動力 1	予備
04	MCCB3P60AT	なし	保健センター動力	18kW×1
05	MCCB3P50AT	なし	情報通信センター動力	10kW×1
06	MCCB3P150AT	MCCB3P50AT×5	文化センター第 2	10kW×5
07	MCCB3P50AT	なし	文化センター第 2	10kW×1

(イ) 交流接続盤と配電盤の指定ブレーカ間の幹線ケーブルを敷設すること。

(ウ) 交流接続盤のアースは「エ 自営線設備」で新設する主接地端子盤から供給する。

イ 蓄電池設備

(ア) 太陽光発電の自家消費率を向上させる目的で「蓄電池設備」を設置すること。設置場所は役場庁舎西側の現駐輪場付近とする。

- ① 共通仕様：屋外自立型、指定色塗装
- ② 個別仕様：下表による

ID	機器名称	仕様
01	PCS 盤	出力定格 三相 3 線式 200V 60Hz 100kVA 相当
02	蓄電池盤	リチウムイオン電池 200kWh 程度
03	自立運転盤	自立運転出力回路

(イ) 蓄電池設備と役場配電盤（動力 2）間の幹線ケーブルを敷設すること。

(ウ) 自立運転時の負荷については、役場受変電設備に接続される既存の非常用発電機との整合性も含めて、本事業の設計業務で整理するものとする。

ウ 充放電設備

(ア) 定格出力 50kW 相当の「急速充電器」を 2 台設置すること。

(イ) 定格出力 6kW 相当の「普通充電器」を 26 台設置すること。

(ウ) 災害時のレジリエンスを高める目的で「V2X システム」を設置すること。

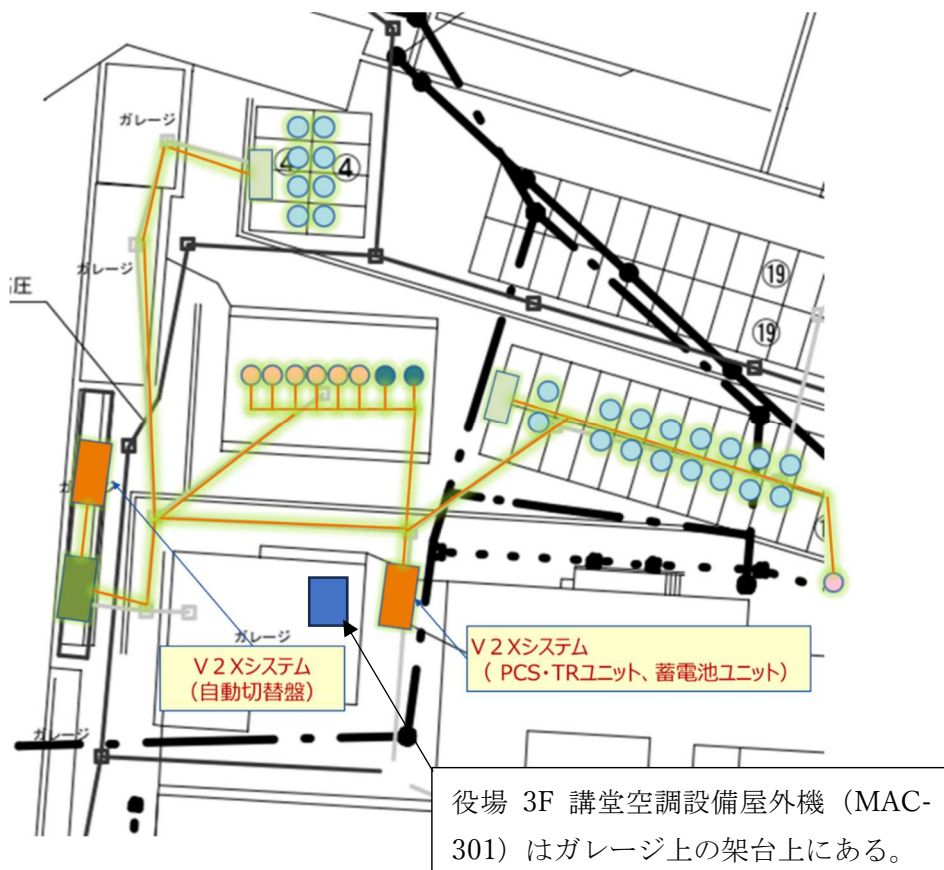
ID	機器名称	仕様
01	自動切替盤	三相 3 線 200V ※単相出力のため、スコットトランス含む
02	PCS 盤	出力容量 三相 3 線 200V 100kW 相当 太陽光発電 AC 接続ポート×2 (10kVA 以上) 充放電ユニット接続ポート×6 以上
03	蓄電池盤	リチウムイオン電池 30kWh 程度
04	充放電ユニット	10kVA 相当 6 台実装

(エ) 「急速充電器」「普通充電器」および「V2X システム」の主回路側の共通設備として「充放電設備変圧器盤」を設置すること。

(オ) 「急速充電器」「普通充電器」および「V2X システム」の状態監視、スケジュール設定及び電力デマンド抑制機能を有する「充放電設備統合エネルギーマネジメントシステム」を構築すること。

(カ) 充放電設備関連機器の概略配置を以下に示す。

- 凡例：
- 充放電設備変圧器盤
 - 急速充電器
 - 電源分岐盤
 - 普通充電器
 - V2Xシステム (自動切替盤、PCS・TRユニット、蓄電池ユニット)
 - V2Xシステム充電器

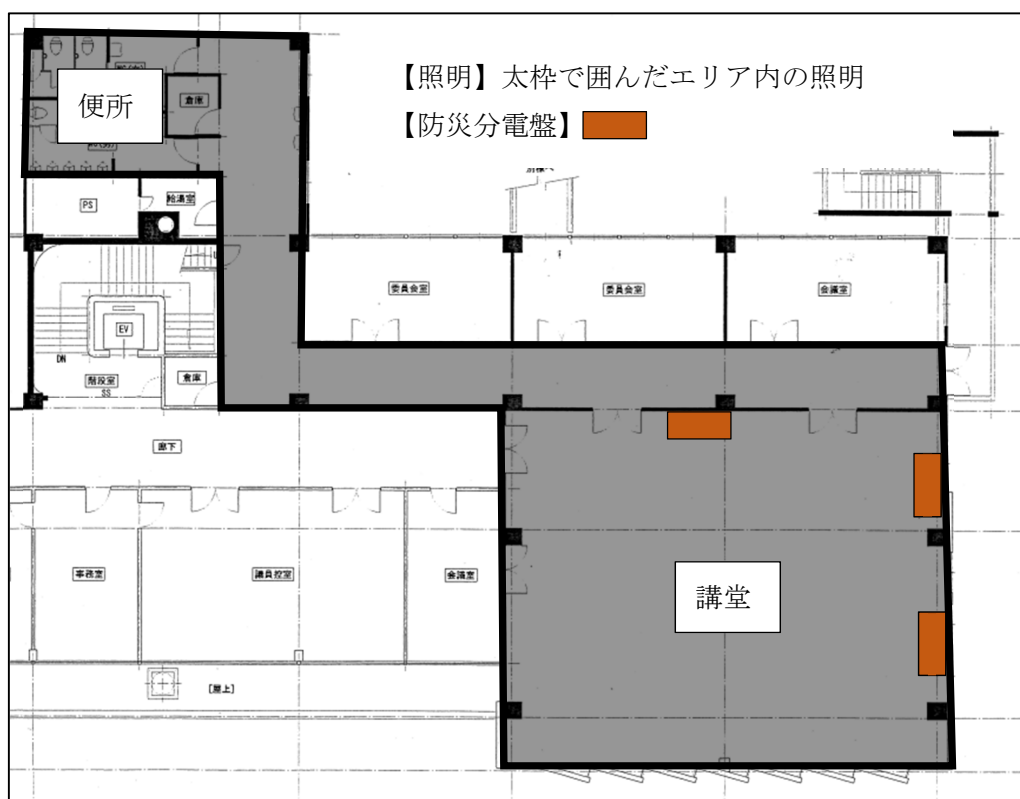


(キ) V2X システムに接続する重要負荷への設備を構築すること。概要を以下に示す。

- ① 空調機は既設である。電源切替を本工事とする。
- ② 照明への供給回路（既存分電盤二次側）の切替を本工事とする。
- ③ 講堂の防災分電盤は新設とする。仮設電源供給設備としての機能をもつ。
- ④ 203 会議室の分電盤は既設である。一次側幹線の切替を本工事とする。

ID	負荷名称	機器 ※設置場所	仕様
01	役場 3F 講堂 空調設備	屋外機 MAC-301 1台 ※前頁図内に記載	三相 200V 26.8kW
02		室内機 MAC-301-1 4台 ※天吊型（講堂内）	単相 200V 0.16kW
03	役場 3F 照明	照明 ※下図エリア	単相 100V
04	役場 3F 講堂 防災分電盤	3面（新設） ※下図参照	主幹 ELCB 3P50A 分岐 MCCB 3P20A×4
05	役場 2F 防災分電盤	1面（既存） ※203 会議室	主幹 MCCB3P 50A

役場 3F 照明エリア・重要負荷盤



エ 自営線・EMS 設備

(ア) 自営線を構築するため「高圧受変電設備」を新設すること。設置場所は役場庁舎西側の現駐輪場付近とする。

ID	機器名称	仕様
01	高圧受電盤	受電電圧 6,600V 60Hz 負荷容量 2,000kVA 相当
02	き電盤	役場庁舎：負荷容量 550kVA 相当 保健センター：負荷容量 105kVA 相当 情報通信センター：負荷容量 100kVA 相当 文化センター：負荷容量 800kVA 相当 充放電設備：負荷容量 300kVA 相当
03	進相コンデンサ盤	自動力率調整機能あり
04	主接地端子盤	A 種、B 種、C 種、D 種、D 種 (ELB)

(イ) 自営線を構築し本事業で増設する太陽光設備等を接続するため、既存の高圧受変電設備を改修すること。改修要件は下表による。

ID	目的	要件
01	需要電力計測	マルチメータの設置 ※各サブ変受電部 ※出力仕様は EMS の要件に合わせる
02	図書館接続に伴う増強 ※役場のみ	変圧器交換（単相、三相） 配電用遮断器の増設、電力量計
03	太陽光発電設備系統連系	配電用遮断器の設置（逆接続可能型）
04	太陽光発電量計測	スマートメータの設置（検定付き） ※出力仕様は EMS の要件に合わせる

(ウ) 新設高圧受変電設備から既存の高圧受電場所 4 施設（役場庁舎、保健センター、情報通信センター、文化センター）に高圧ケーブルを敷設し接続すること。敷設ルートに関する要件は下表による。地中埋設管路は本事業で新設すること。

ID	行先	自営線敷設ルートの要件
01	役場庁舎	地中埋設管路（高圧用）
02	保健センター	地中埋設管路（高圧用）
03	情報通信センター	地中埋設管路（高圧用）
04	文化センター	西側町道の横断は架空線による ※役場側の電柱は新設し、文化センター側は既存引込用の電柱を再利用する。

(ア) 既存の役場庁舎の受変電設備と、既存低圧受電場所 1 施設（図書館）を低圧ケーブルで接続すること。敷設ルートに関する仕様は下表による。ケーブル敷設路（管路、貫通部など）はいずれも本事業で新設すること。

ID	行先	自営線敷設ルートの要件
01	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場庁舎内（天井内など）を經由 ・ 役場庁舎と図書館の車路部部分は地中埋設管路（低圧用）による

(イ) EMS の機能は下表による。

ID	分類	機能
01	PCS 出力制御	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家消費向けに特化した出力制御機能を有し、不要な RPR の動作を可能な限り防ぐ ・ 将来的な逆潮流による余剰売電のため、電力会社からの制御スケジュールを受信し、PCS の出力制御が可能とする ・ 制御対象は、太陽光発電パワコンおよび蓄電池設備パワコンとし、メーカーフリーとする
02	計測データの閲覧および出力	<ul style="list-style-type: none"> ・ Web ブラウザにより詳細な計測データをグラフや帳票形式で表示できるものとする ・ 計測データは用途（日報・月報・年報）に合わせて、CSV 形式にてダウンロード可能とする
03	対外 PR	<ul style="list-style-type: none"> ・ Web サイトで計測データ等を広く広報することが可能とする

(ウ) EMS 設備を構成する機器類に関する仕様は下表とする。

- ① 共通仕様：電源工事を含む、機器収納箱は屋外防雨型
- ② 個別仕様：下表による

ID	機器名称	仕様
01	機器収納ラック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場庁舎 3 階に設置 ・ ルーターは既存設備を利用
02	機器収納箱 1 (役場)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場受変電設備近傍に設置 ・ ソーラーカーポート、蓄電池設備用
03	機器収納箱 2 (保健センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センター受変電設備近傍に設置 ・ 太陽光発電設備用
04	機器収納箱 3 (情報通信センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信センター受変電設備近傍に設置 ・ 太陽光発電設備用
05	機器収納箱 4 (文化センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化センター受変電設備近傍に設置 ・ 太陽光発電設備用

オ 空調設備

(ア) 空調機をオールリニューアルする。新設機器の仕様を以下に示す。

- ① 共通仕様：寒冷地仕様、基礎工事（屋外）、天井解体復旧、電源工事を含む
- ② 個別仕様：下表による

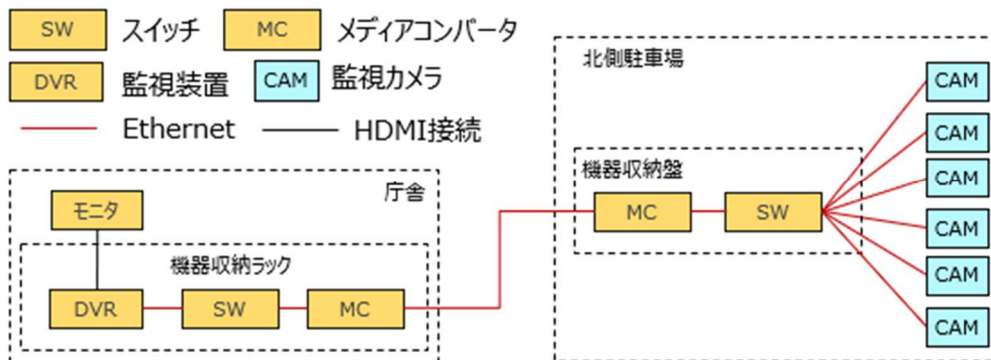
ID	エリア	能力 kW		形式	
		冷房	暖房	室外機	室内機
PAC-1	1F 事務室	12.5	14.0	ヒートポンプ	天カセ 1 台
PAC-2	2F 会議室	14.0	18.0	ヒートポンプ	天カセ 2 台
PAC-3	1F サーバー室	44.0	-	ヒートポンプ	要検討
PAC-4	1F 告知放送設備室	7.1	8.0	ヒートポンプ	天カセ 1 台
PAC-5	2F 調整室	11.2	14.0	ヒートポンプ	天カセ 1 台
PAC-6	2F スタジオ	22.4	28.0	ヒートポンプ	天カセ 1 台

(イ) I. 4. ウ(2)に示す交付条件を満たすこと。

(ウ) PAC-3（サーバー室）の室内機はラック配置等を考慮し、事業者の提案によるものとする。サーバー室内は年間を通じて 20℃設定を想定している。

(エ) 既設冷媒配管は再利用を原則とするが、機能上更新が必要と判断した場合にはその限りではない。

(ウ) 付帯設備として監視カメラ設備を構築する。役場庁舎内に監視装置（モニタ、録画装置）を設置すること。計画図を以下に示す。



● 監視カメラ カーポート 新設機器収納箱 — 光ファイバケーブル — UTPケーブル



(オ) 舗装及び雨水排水設備の整備の仕様及び数量は下表による。ただし、参考資料に留めるものであり、合理的かつ経済的な配置等の提案にて変更は可能である。詳細は参考として提示する閲覧設計書(金抜き設計書)を参照すること。なお、舗装範囲は別添図を下回ることはないようにすること。

工事区分・工種・種別・細別		単 位	数 量	適 用
土木	掘削(整地)	m ³	74	
	埋戻し(路盤材)	m ³	55	※水路土工は、水路工に含む
水路工	W300*H300	縦断用 m	85.3	
	W300*H400	縦断用 m	63.7	
	W300*H500	縦断用 m	39.7	
	W300*H600	縦断用 m	59.3	
	W300*H700	縦断用 m	66.9	
	W300*H300	横断用 m	8	
	W300*H400	横断用 m	18	
	W300*H500	横断用 m	8	
	W300*H300	45°曲り 基	1	
	W300*H400	45°曲り 基	1	
	W300*H700	土留用 m	10	
	W300*H800	土留用 m	5	
柵	接続柵①	基	2	
	接続柵②	基	2	
	接続柵③	基	2	
	接続柵④	基	3	
	AS柵	基	1	
	集水柵600*600*1000	基	1	
	集水柵600*600*1200	基	1	

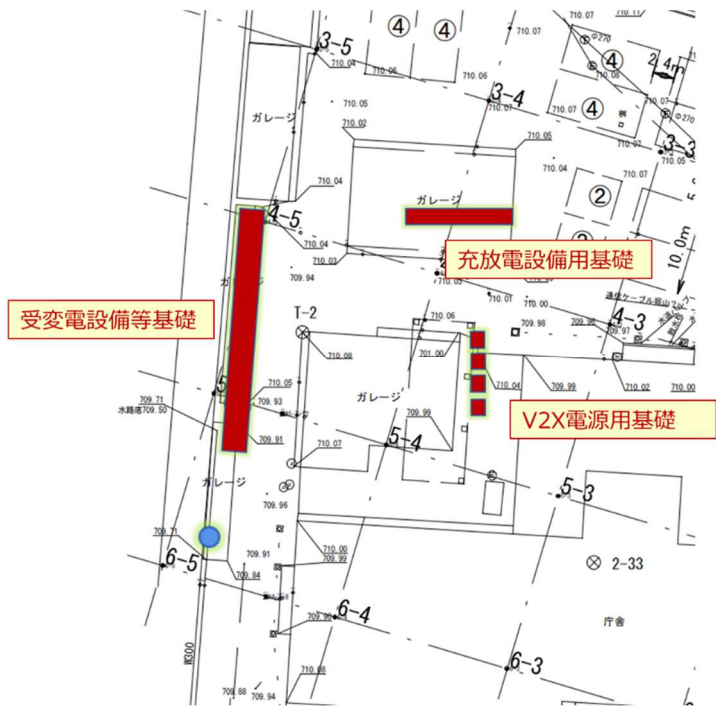
工事区分・工種・種別・細別		単 位	数 量	適 用
既存水路接続	H240	箇所	1	
	H350	箇所	1	
VP300布設替え		式	1	
区画線	区画線	m	1115.7	薄層カラー舗装周囲含む
		m	335.8	
	文字	箇所	29	
		箇所	2	
		箇所	4	
	薄層カラー舗装	m ²	112.9	
	舗装工(車路)	m ²	3870	アスファルト(t=40)
	舗装工(カーポート)	m ²	1460	コンクリート(t=150)
	撤去工	m ³	19.7	
m ³		2.6		
m ³		217.3		
カーポート	基礎	m ²	120	

(カ) 受変電設備等の設置場所を整備する目的で、役場庁舎西側の駐輪場を撤去し、コンクリート基礎を構築する。基礎の仕様と数量、概略配置を以下に示す。

◆受変電設備等基礎			機器名称	寸法mm			重量kg
大項目	中項目	W		H	D		
2	蓄電池設備	蓄電池設備	蓄電池PCS盤・蓄電池盤	8,700	2,500	1,500	8,400
3.1	充放電設備	共通設備	充放電設備変圧器盤	1,200	2,380	2,100	1,500
3.2	充放電設備	共通設備	エネマネ盤	800	2,500	1,500	1,000
3.2	充放電設備	V2X設備	自動切替器 2 式	1,000	1,900	1,600	1,000
4.1	自営線・EMS	自営線設備	高圧受電盤・高圧き電盤	7,500	2,380	2,100	5,800
計				19,200			17,700
基礎サイズ				22,000	300	3,000	凍結深度：600mm

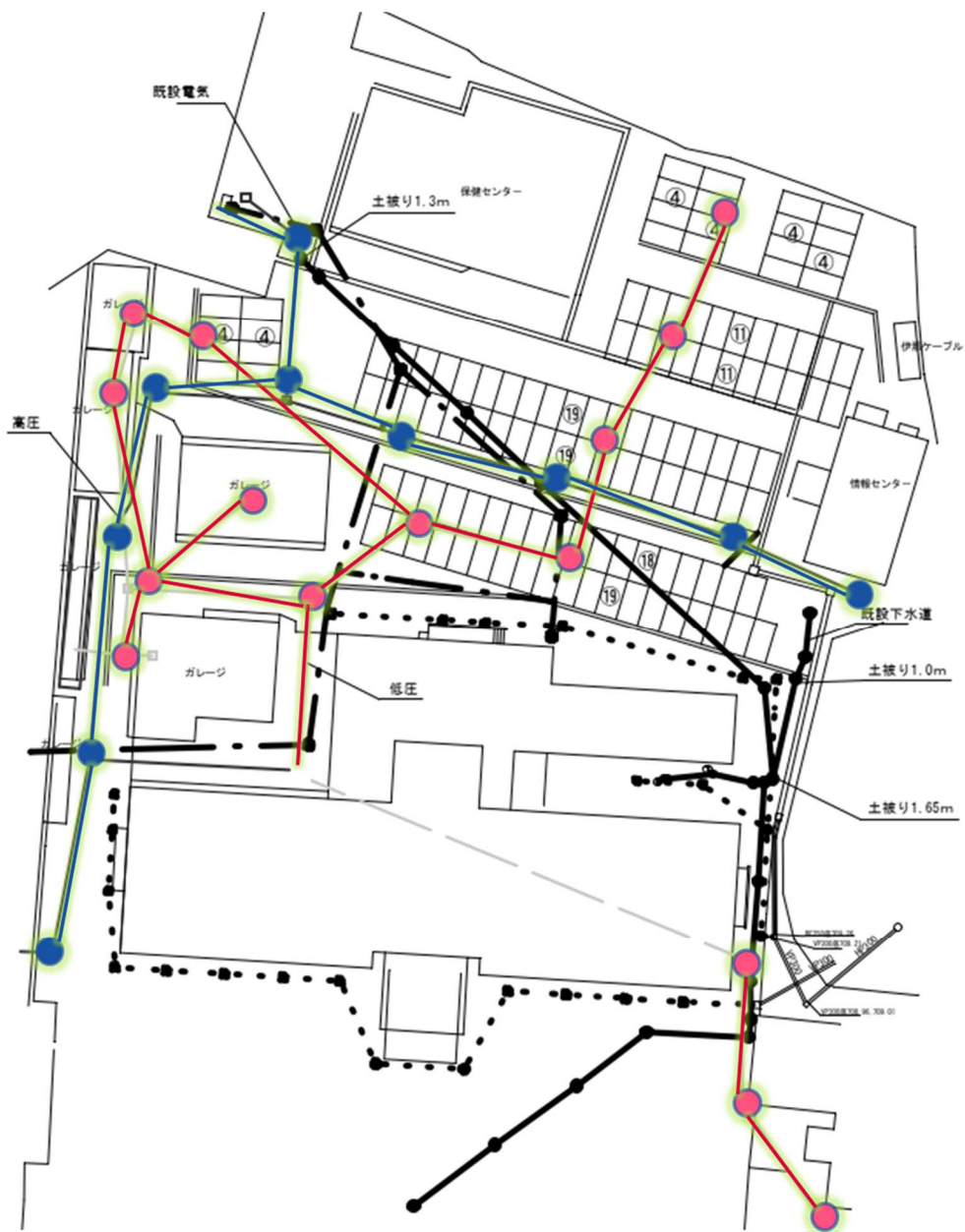
◆V2X電源用基礎 側面有効スペースが必要なので独立			機器名称	寸法mm			重量kg
大項目	中項目	W		H	D		
3.2	充放電設備	V2X設備	PCS-TRユニット 1	1,500	1,650	700	720
基礎サイズ				1,700	100	900	凍結深度：600mm
3.2	充放電設備	V2X設備	PCS-TRユニット 2	1,500	1,650	700	720
基礎サイズ				1,700	100	900	凍結深度：600mm
3.2	充放電設備	V2X設備	蓄電池ユニット 1	1,500	1,650	800	780
基礎サイズ				1,700	100	1,000	凍結深度：600mm
3.2	充放電設備	V2X設備	蓄電池ユニット 1	1,500	1,650	800	780
基礎サイズ				1,700	100	1,000	凍結深度：600mm

◆充放電設備用基礎（既存公用車庫内）			機器名称	寸法mm			重量kg
大項目	中項目	W		H	D		
3.2	充放電設備	急速充電器設備1	50kW急速充電器 1	700	1,900	400	320
3.2	充放電設備	急速充電器設備1	50kW急速充電器 2	700	1,900	400	320
3.2	充放電設備	V2X設備	充放電ユニット 1	500	1,750	680	300
3.2	充放電設備	V2X設備	充放電ユニット 2	500	1,750	680	300
3.2	充放電設備	V2X設備	充放電ユニット 3	500	1,750	680	300
3.2	充放電設備	V2X設備	充放電ユニット 4	500	1,750	680	300
3.2	充放電設備	V2X設備	充放電ユニット 5	500	1,750	680	300
3.2	充放電設備	V2X設備	充放電ユニット 6	500	1,750	680	300
計				4,400			2,440
基礎サイズ				9,000	100	800	凍結深度：600mm



(キ) ケーブル敷設用のハンドホール及び埋設管路を構築する。計画図を以下に示す。

- 凡例：
- ハンドホール
 - ハンドホール
 - 地中埋設管（低圧・通信）
 - 地中埋設管（高圧）



2. 調査・設計に関する要求事項

事業者は、付属資料等を確認のうえ、必要に応じて、本事業の遂行に必要な各種調査等を立案し、実施すること。また、新設・改修・撤去を行うために必要な設計業務を行うこと。

設計業務においては、設備配置、新設・改修・撤去に係る検討、仮設計画、工程計画、その他必要な設計を行い、設計図面を含む設計図書を作成すること。

ア 調査・設計業務における留意事項

(ア) 工場製作品に関する調査・設計は製作納期を考慮し、工期に影響がないように実施すること。以下に示す機器等に関する納入仕様書は、町の承諾を得ること。

- ・ 蓄電池機器
- ・ 充放電設備機器（急速充電器、V2X システム等）
- ・ 自営線設備（受変電設備、EMS 設備）
- ・ カーポート

(イ) 別途 PPA 事業として整備を行う太陽光発電設備の仕様、取付位置等の調整については、事業者が主体性をもって行うこと。

(ウ) 既存調査は、施設の運用に支障がないように立案、実施すること。

(エ) 自営線構築に伴う系統協議及び必要な手続きは事業者が主体的に行うこと。

(オ) 大気汚染防止法の規定に基づき、アスベスト使用の有無に関する事前調査を実施し、県などに報告を行うこと。

(カ) 事業者は設計業務完了時に単価、数量を含む工事費内訳書を提出するものとする。町から追加要望があった場合を除き、工事費は契約金額を超えることはできない。

イ 調査・設計業務完了に係る提出書類

事業者は、設計業務の完了時に町へ以下の書類等を提出し、承諾を得ること。提出物に係る様式は、別途協議による。

- (ア) 各種調査報告書
- (イ) 設計検討報告書
- (ウ) 設計図面
- (エ) 要求水準適合報告書（チェックリスト）
- (オ) 工事費内訳書

3. 工事に関する要求事項

事業者は、詳細設計内容に基づき、町の承認を得た上で工事を行い、事業者の責任において本事業対象施設の能力及び性能を確保すること。なお、施工において、対象施設以外の施設を破損した場合は、管理者の承認を得て原形復旧すること。

ア 工事における留意事項

(ア) 統括管理業務

太陽光発電設備の工事を行う PPA 事業者との統括管理業務（総合工程管理、安全衛生管理など）を行うこと。

(イ) 工事用電力の使用

本事業に必要な電力は町から支給するものとするが、契約電力に影響するような大電力を使用する場合はあらかじめ町と協議すること。

イ 工事期間中の設計変更

(ア) 設計変更がある場合は概算見積を提示し町の許可を得てから実施する。町の許可なく実施した工事は増額の対象にならない。

(イ) 契約金額の変更は、設計完了時の工事費内訳書の単価を用いる。

(ウ) 契約金額を超える可能性がある場合は減額提案を行う。

ウ 工事用仮設における要求事項

(ア) 工事期間中の仮設ヤード等の整備

工事期間中は、北側駐車場敷地内を現場事務所及び仮設ヤード等として使用することが可能であるが、事業者は、施工計画書にてその旨を明らかにすること。また、本事業用地外に現場事務所、仮設ヤード等を設置する場合も、同様に施工計画書にその旨を記載するとともに、事業者の費用により用地を確保し、管理すること。

(イ) 北側駐車場の工事期間は、当該エリア内に第三者が入らないように仮囲い等を行うこと。警備員の常駐は不要だが、大型車両が出入りする場合には必ず誘導員を配置すること。

(ウ) 仮囲い計画図を以下に示す（ゲート、扉は適宜計画すること）。

(エ) 情報通信センターは、職員が常駐しているため、役場庁舎から情報通信センターへの安全通路を確保すること。

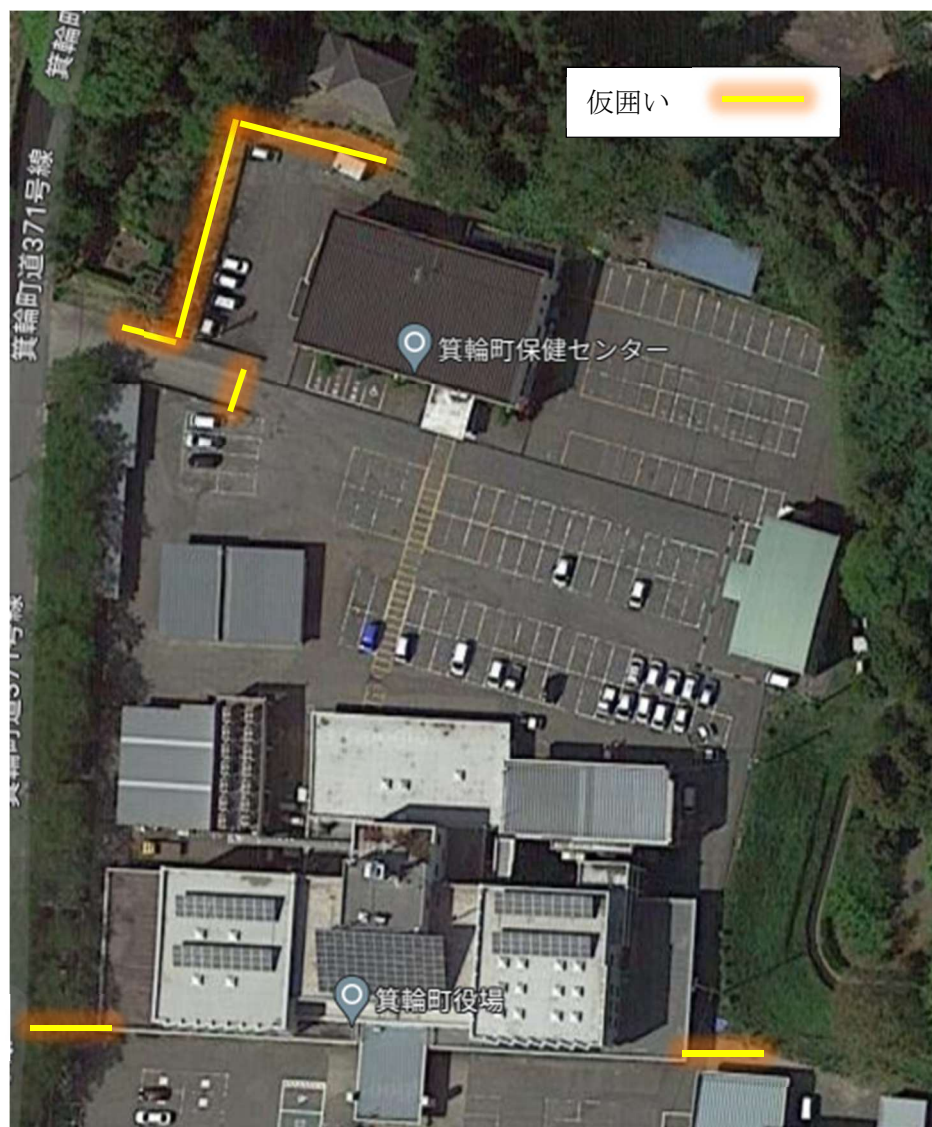
(オ) 保健センターは、工事期間中の施設使用を中止するが、荷物の搬入搬出等の必要が生じた場合には、役場庁舎から保健センターへの搬入路を確保すること。

(カ) 役場庁舎増築棟 1 階のピロティから、保管荷物の搬入搬出等の必要が生じた場合には、役場庁舎からピロティへの搬入路を確保すること。

(キ) 上記仮囲いにより北側駐車場の一般使用が不可の期間、既存公用車のうち EV (電気自動車) 用の仮設充電設備を整備すること。

- ① 仮設置場所：役場南側駐車場の西側壁沿い
- ② 仕様：100V 20A コンセント×5 (仮設盤内に収容)

仮囲い計画図



エ 工事に係る提出書類

事業者は、長野県営繕工事の手引き（長野県建設部）に定められたもののほか、下記の内容を含む図書を提出すること。

- a. 工事着手時
 - ① 緊急時連絡マニュアル
設備事故や労働災害が発生した場合の行動手順や連絡先を記すもの
- b. 工事期間中
 - ① 作業工程表・エリア図
2週間先までの作業工程表と作業の場所を図示したもので、施設運用に支障のある工事内容（騒音、振動、停電など）を明記したもの。
- c. 工事しゅん工時
 - ① 交付金申請に関する書類
本事業のうち交付金事業については、町が交付を受けるための申請に必要な書類を提出すること。詳細は契約後に町から指示する。
 - ② 要求性能確認報告書
引き渡しする機器、システム等が募集要項等に定められている業務要求水準と同等又はそれ以上の水準であること、または設計変更として町が認めた水準を満たすことを報告書として提出すること。
 - ③ 工事費内訳書
工事期間中の設計変更を反映した最終の内訳書を提出すること。

オ 引渡し

事業者は引渡しに際して、上記エに記載の書類のほかに、メンテナンス上必要な予備品及び消耗品を具備するとともに、操作等の必要事項について説明する機会を設けること。なお、本事業のしゅん工検査合格後「箕輪町建設工事等成績評定要領」に基づき、町は評定を実施し、結果を事業者に通知する。

4. 遵守すべき法令・技術基準に関する要求事項

事業者は、以下に記載する法令、規程、要綱、基準及び関係仕様書等の最新版が定める内容を遵守すること。ただし、海外規格を使用する場合やコストの低減や業務の効率化が可能な場合で、あらかじめ事業者が要求内容の変更を町へ提案し、町の承認を得られたものは除く。この場合、事業者は、技術提案書の提出時に、要求内容の変更を求める事項及びその変更が本事業の実施にあたり支障の生じないことを客観的に説明する資料を提出すること。

また、「箕輪町グリーン購入基本方針」に準じ、環境に配慮した物品の購入を図ること。

ア 法令

- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ・ 電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）
- ・ 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
- ・ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
- ・ クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（昭和 12 年法律第 100 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ・ 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）

イ 規格、規程等

- ・ 日本工業規格（JIS）
- ・ 電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・ 日本電気工業会標準規格（JEM）

- ・ 日本電線工業会標準規格（JCS）
- ・ 日本照明器具工業会規格（JIL）
- ・ 電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- ・ 電気技術規格（JEAC）
- ・ 電気技術指針（JEAG）
- ・ 圧力容器構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ クレーン構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ 電気機械器具防爆構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ 発電電規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 電気保安通信規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 内線規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 系統連携規格（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 高圧受電設備規程（一般社団法人日本電気協会）

ウ 要綱、基準等

- ・ 建築工事監理指針（国土交通省）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省）
- ・ 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- ・ 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所）
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省）
- ・ 電気協同研究（一般社団法人電気協同研究会）
- ・ 電力品質確保に係る系統連系技術要件のガイドライン（資源エネルギー庁）

エ 関係仕様書等

- ・ 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
- ・ 電気設備工事施工管理基準（案）及び規格値（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省）
- ・ 長野県営繕工事の手引き（長野県建設部）
- ・ 土木工事共通仕様書（長野県建設部）
- ・ 土木工事施工管理基準（長野県建設部）
- ・ 土木工事現場必携（長野県）
- ・ 長野県に関連する共通仕様書
- ・ 長野県電気事業電気工作物保安規程